

政治資金監査マニュアル等の改定（案）

第4回政治資金適正化委員会「政治資金監査マニュアル等の改定方針について」の議論を踏まえ、以下のとおりマニュアル改定（案）を策定。

1 政治資金規正法施行規則改正に伴う追加

金融機関への振込みにより支出をした場合の収支報告書と併せて提出すべき書面の簡素化を図るための省令改正（平成24年4月29日施行）の内容について、マニュアル本文に明記する。

改正案 新旧対照表 3頁、7頁、9頁、11頁、12頁

（注）マニュアル改正に付随するテキストのみの改正頁には下線を引いている。以下同様。

2 政治資金適正化委員会での審議においてマニュアルの改正が必要とされたもの等の追加

(1) 収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合の記載例の追加について

増補版にある記載例（4）をマニュアル本文に明記するにあたり、支出が計上されていない政治団体については、「記載例（1）の例によるほか、記載例（4）の例によることができる」こととする。

改正案 新旧対照表 15頁、16頁、26頁、27頁

(2) 政治資金監査、政治資金監査報告書チェックリストについて

政治資金監査チェックリスト（政治資金監査報告書チェックリストは増補版に収録）については、現在、テキストの末尾に収録されているが、今回のマニュアル改正にあたり、チェックリストそのものは、現行の取扱いであるテキストの参考資料に収録した上で、「それぞれのチェックリストの活用について、マニュアル本文に記載」する。

(政治資金監査チェックリストの記載案)

政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。

改正案 新旧対照表 4頁、28頁 (参考資料部分) 32～33頁

(政治資金監査報告書チェックリストの記載案)

政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することが望ましいものであること。

改正案 新旧対照表 15頁、28頁 (参考資料部分) 35～50頁

(3) 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について

「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について」は、現在、増補版に収録されているが、今回のマニュアル改正にあたり、「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について」をテキストの参考資料に収録した上で、マニュアル本文に以下の内容を記載し、テキスト本文に必要事項を記載する。

(記載案)

2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。

改正案 新旧対照表 28頁、29頁 (参考資料部分) 59～70頁

(4) 政治資金監査報告書記載例の見直し

マニュアルにおける政治資金監査報告書記載例には、政治資金規正法の規定ぶりに従って、会計帳簿等の関係書類名を列記しているが、そのことによって却って記載誤りが生じている（特に「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」の使い方）と考えられるので、政治資金監査マニュアルで提示している記載例を以下のとおり見直す。

〔マニュアルで提示している政治資金監査報告書記載例〕

1 (1) (3)、2 (1) (3)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 等及び振込明細書…」

2 (4)

「…領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。」



見直し(案)

1 (1)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）…」

1 (3)、2 (1) (3)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書 、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書…」

2 (4)

「…領収書等を徴し難かった支出の明細書 及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。」

改正案 新旧対照表 16頁、18頁、19頁、21頁、22頁、23頁、

24頁

(5) 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載の追加

政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定することとしているが、政治資金監査報告書に記載されていた例を見る限りにおいては、その理由が不十分と思われるものや、実施場所について具体の場所及び住所が併記されていないものが見受けられたことから、例外的に主たる事務所以外で実施することと

した場合の理由等のあり方や具体的な記載ぶりについて、以下のとおりマニュアル本文に明記する。

- 政治資金監査を主たる事務所以外の場所で行った場合には、具体の場所と住所を併記することで実施場所を特定することを明記する。
- 主たる事務所以外で行った場合の政治資金監査報告書の記載例を例示する。
- 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外として、「解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合」を追加する。

改正案 新旧対照表 5頁、19頁、20頁、22頁、24頁

(6) **主たる事務所（本社）の所在地である確認が困難である場合の対応**

支出を受けた者が団体である場合に、会計帳簿に記載された住所が主たる事務所(本社)の所在地であるかどうかを判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わないことについて、テキスト記載内容をマニュアル本文に明記する。

改正案 新旧対照表 10頁

3 その他マニュアル改正を行う必要があるもの

(1) **マニュアル本文中の記載を明確化**

「政治団体の区分に異動があった場合の留意事項」について、その記載を明確化する。

改正案 新旧対照表 3頁

(2) **政治資金監査報告書記載例への注記を追加**

政治資金監査報告書の作成において、特に誤りが多い事項について、記載例の注記にその旨を記載する。

改正案 新旧対照表 20頁、22頁、25頁

4 テキストのみの改正を行うもの

(1) 政治資金監査に関するQ & Aの追加

これまで公表した政治資金監査に関するQ & Aのうち、政治資金監査の一般的な方法を示すものなど、登録政治資金監査人に確実に周知すべきものについては、テキスト本文に明記する。

① QVI-5（政治資金監査報酬の計上）

関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであり、政治資金監査報酬が計上されていない場合に、その理由の説明を会計責任者等に求め、ても差し支えないものであること。

改正案 新旧対照表 14頁

② QV-41（公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い）

公共料金等を支払った場合、コンビニエンスストア等と請求書発行事業者が代理受領契約の締結している場合には、コンビニエンスストア等が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する等。

改正案 新旧対照表 7頁、8頁

(2) 政治資金適正化委員会において公表した見解等の追加

① 収支報告書等の記載方法等に関する見解

テキストの参考資料として既に掲載している平成20年度第8回委員会資料「収支報告書等の記載方法等に関する見解」及び関連資料は、クレジットカードによる支出についての収支報告書等への記載方法等の方法を示しており、登録政治資金監査人に確実に周知すべきと考えられることから、当該内容を参照し政治資金監査を行うことについて、テキスト本文に明記する。

改正案 新旧対照表 11頁

② 支出項目の分類について

平成21年度第2回委員会資料「支出項目の分類について」は、登録政治資金監査人に確実に周知すべきと考えられることから、当該内容を参

照し政治資金監査を行うことについて、テキスト本文に明記する。

改正案 新旧対照表 13頁 (参考資料部分) 54～57頁

5 今後のスケジュール

具体的なスケジュールは「別紙」のマニュアル等改定スケジュールのとおり。

マニュアル等改定スケジュール —改定及び周知—

実施時期	委員会における検討内容、その他
<u>H24</u> (第5回委員会) 平成25年2月1日	改定案の検討
(第6回委員会) 平成25年3月25日	修正改定案の検討 (パブリックコメント原案の決定)
※委員会終了後	政党事務局への説明開始
※政党事務局への説明 終了後	パブリックコメント開始(30日以上)
<u>H25</u> (第1回委員会) 平成25年5月	<u>改定内容の決定</u>
平成25年6月～12月	<u>周知の実施</u> 登録政治資金監査人等に対し、フォローアップ説明会等を通じ改定内容を周知(注)
平成26年1月1日	<u>適用日</u>

注) 周知の対象と方法

- ・ホームページ上においては、マニュアル改定の概要、マニュアル改定内容の新旧対照表及び改定を反映したマニュアルを公表する。テキストについては公表しない。
- ・登録政治資金監査人に対しては、テキスト等をフォローアップ説明会等において配布するとともに欠席者には送付し確実に周知する。